

第25期第13回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年8月9日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁
酒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、田中聖晃、
橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計14名
- 4 欠席委員 榎本重恭、荘埜晃一 2名
- 5 議 案 (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定
について (第1号)
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第2～15号)
(3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨
の証明について (第16号)
- 6 協 議 令和6年度農地パトロールの実施について
- 7 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(2) 生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地の
あっせんについて
(3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用) に基づく届出の受理について
- 8 その他

尾崎賀一 会長 皆様、おはようございます。第25期第13回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は榎本重恭委員、荘埜晃一委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一 会長 今回の署名人は、篠田政巳委員と田中聖晃委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和6年6月25日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

【申請者、土地所有者、所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、酒井利博委員お願いします。

酒井利博 委員 7月19日、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は、5連棟のハウスが一つ、一部販売ハウス、もう一つが3連棟のハウスでイチゴを作付けしております。露地では、オリ

ーブが5本植わっており、その他に花や野菜が作付けされておりました。販売は庭先直売、JA直売所、市場出荷、スーパーそしてマルシェ等に参加しているとのこと。境界については全て確認できました。貸す方は申請者の父で、借りる方は申請者が経営する法人になります。販売はイチゴ販売、また、加工品等は台湾に輸出しているそうです。また、埼玉県に一部土地を借り、そちらの方でもハウスを経営しているとのこと。特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

橋本良子委員 7ページの6 周辺地域との関係ですが、周辺は宅地化されておりとありますが、農業をやることによって周辺住民とのトラブルになる可能性はないのでしょうか。

事務局 こちらの地域では苦情をあまり受けていないため、今回の対象地については心配はしておりません。

尾崎賀一会長 他に質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行

っている旨の証明について」です。

令和6年7月12日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、神田靖仁委員お願いします。

神田靖仁委員 7月12日に、事務局と現地調査に行ってきました。
一部境界がないところもありましたが、隣地との境界のため問題はないと思います。現状、野菜はあまり作付けされていない状況で、ハウス等で次の野菜の準備をしておりました。特に問題はないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第3号および議案第4号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号および議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年7月12日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、神田靖仁委員お願いします。

神田靖仁委員 7月12日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
畑は非常に綺麗に整備されており、境界も全て確認できる状態でした。販売は近隣のレストラン、JA直売所に卸しているとのこととです。また、時々庭先販売もしているとのこととです。調査時も販売しておりました。普段は行列ができるとのこととで、しっかりと農業に従事しているのがわかりました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年7月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、洒井利博委員お願いします。

洒井利博委員 7月16日に事務局1名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑はハウスが5棟ございまして、キュウリ、エダマメ、トマトが作付けされており、露地ではネギ、ナス、ピーマン等が作付けされておりました。販売は庭先販売、JA直売所、自家消費、マルシェとのことでした。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第6号および議案第7号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号および議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年7月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、洒井利博委員お願いします。

酒井利博委員 7月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、4連棟のハウスがあり、その中でワイン用のブドウを栽培しており、その一部は納品しております。露地ではブルーベリーが植わっており、またトウモロコシ等が作付けされているとのことですが、調査時はトウモロコシは終わっております。販売は庭先直売、JA直売所、スーパー、またブルーベリーは摘み取り、トウモロコシは収穫体験等で販売しているとのこと。以上問題ないと判断します。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第8号につきましては、農業委員会会議規則第10条に基づき、田中聖晃委員は退席をお願いします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年7月16日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、酒井利博委員お願いします。

酒井利博委員 7月16日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑は露地栽培になります。果樹のブドウが12、3本、カキが1本、ナツミカンが1本等植わっております。露地では、ハウレンソウ、エダマメ、ネギ等が作付けされ、調査時は片付いておりました。販売は庭先直売、JA直売所、自家消費、スーパーとのことです。境界については全て確認できました。以上、問題ないと判断します。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

ここで田中聖晃委員にはお戻りいただきます。

つぎに28ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年7月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、田中聖晃委員お願ひします。

田中聖晃委員 7月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑では、トウモロコシ、ネギ、エダマメ等が作付けされて
いました。販売はしておらず、全てが自家消費とのことでした。境
界については全て確認できました。その他問題はないと思います。
よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願
いします。

事務局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。

令和6年7月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので
証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 7月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの(2)(5)(6)の畑では、カキ、ポンカン、ブルーベリ
ーが植わっておりました。また露地では、ナス、トマト、サトイモ
等が多品目が作付けされておりました。(1)(3)(4)の畑では、
カキが数本植わっており、下は芝生になっていました。販売につき

ましては庭先販売、幼稚園児の収穫体験にほとんど使用しているとのことです。境界につきましては、(2)(5)(6)の畑では、北側の自宅境界面が土に埋もれておりましたので、次回までに仮杭を設置していただくよう指導しました。南側については確認できました。

(1)(3)(4)の畑では杭は全て確認できました。全体的に綺麗に管理されておりまして、その他特に問題ないと判断します。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年7月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 7月23日に、事務局と現地調査に行ってきました。

申請者がここ一年程体調不良であるため、調査には一緒に農業をされている息子さんに立ち会っていただきました。申請者とは家の中

でお会いしました。こちらの畑の南側にはウメが120本植わっており、北側では例年果菜類を作付けしていましたが、今年の夏は果菜類はあまりうまくできていないとのこと。北側にラズベリー、ブルーベリーと大きいカキの木が植わっており、道路際は竹林になっております。竹林に関しては、いつもタケノコを掘って予約で販売しています。数年前に結構伐採して掘った関係で、2年くらいあまり出てこなかったのですが、今年はかなり出てきて青い竹がそのまま伸びている状態でしたので、剪定するようにお話ししました。販売はカキやベリーやウメは、予約で近所の方に販売しているとのこと。境界についても全て確認は取れております。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

質問等ございましたら、お願いします。

橋本良子委員 引き続き農業経営を行っている証明ということですので、申請者が農業できない状況のときに、証明をしていいかどうかという判断はどのように考えればいいのでしょうか。息子さんが家族経営の一員としてやっているとの解釈でよろしいのでしょうか。

事務局 その解釈で構いません。農地法上、農地の管理義務というのは同一の世帯である家族で管理していると解釈されますので、その上で証明のご判断をしていただければと思います。

櫻井祐次委員 今の続きですが、主たる従事者として証明が出ていれば、今回の証明も出せるということでしょうか。

事務局 主たる従事者は必ずしも一人ではないということです。家族で農業を営む上で、本件の息子さんは、主たる従事者としての証明手続き

が行われていなくとも、該当すると考えていただいて問題ないと思います。

尾崎賀一会長 他に何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第12号および議案第13号は、同一の特定農地を共有しているため、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号および議案第13号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年7月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員をお願いします。

宮部光夫委員 7月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑は植木畑になっており、モッコクとキャラボクが約50本ほど植わっておりました。その他に自家消費用の季節野菜としてナス、トマト、キュウリ等が作付けされているとのこと。境界は全て確認いたしましたので問題ないと思います。つぎに(2)の畑は、こちらも全て植木で、ウメ、カリン、ヤマモモ等が植わってお

りました。販売については、現在はあまり販売はしていないとのことですが、申請者が造園業を営んでおり、そちらの方で利用されていると思われま。境界は全て確認いたしました。こちらも問題ないと思います。よろしくお願ひします。

尾崎賀一會長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。議案第14号および議案第15号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願ひします。事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第14号および議案第15号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年7月30日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一會長 それでは、加藤直正委員お願ひします。

加藤直正委員 7月30日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

議案第14号の畑にはユズが3本ほど植わっております。また、野菜苗床専用のビニールハウスが1棟あります。つぎに議案第15号の畑では、露地野菜のエダマメ、トウモロコシ、サトイモ等が作付けさ

れておりました。両方とも販売はJA直売所、一部仲卸会社へ出荷しているとのこと。境界につきまして、議案第14号の畑の東側の本杭は確認しましたが、西側の2か所は埋もれていましたので、次回までに仮杭を入れていただくようお願いしました。議案第15号の畑は本杭を全て確認できました。その他は特に問題ないと思います。よろしくお祈いします。

尾崎賀一 会長 質問等ございましたら、お祈いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに42ページです。議案第16号について、事務局から説明をお祈いします。

事務局 議案第16号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について」です。

令和6年7月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一 会長 それでは、田中聖晃委員お祈いします。

田中聖晃 委員 7月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらの畑は全てワイン醸造会社が借りており、ワイン用のブドウ

が植わっております。その他、カキが1本、モモが1本植わって
ました。販売については、ワインにして販売となります。境界につ
いては、一部明確ではないところがありましたので、次回までにわ
かるようにとお話ししました。よろしくお願ひします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

橋本良子委員 今審議した議案全てに関わることですが、証明願受付日と、調査年
月日が全部同日になっていますが、事務的に同じ日付にしている
ということでしょうか。

事務局 証明願は調査時に申請者に記入していただいているため、同日付け
となっています。

尾崎賀一会長 他に何かございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに44ページです。協議事項です。事務局から説明をお願ひしま
す。

事務局 令和6年度農地パトロールの実施についてです。

1 実施期間は、本日8月9日から10月11日までの2か月間とい
たします。

2 対象農地は区内の全生産緑地地区となります。

3 担当地区、4 配布資料については後ほどご説明いたします。

5 調査内容、6 調査にあたっての留意事項は記載のとおりです。
45 ページをお願いします。

7 区内農業者への周知については、農業委員会だより第 98 号において周知しております。

8 今後の予定です。本日の総会から 10 月の総会の日まで、委員の皆様には担当地区内の全生産緑地をご確認いただき、総会後に調査報告書のご提出をお願いします。その後、委員からご指摘のあった地区を事務局が確認し、必要に応じて所有者に改善をお願いします。事務局の確認結果を 11 月に農地パトロール部会で報告します。その後、12 月の協議会でご報告し、ご意見を頂きます。

協議会でのご意見を踏まえて、1 月に特別パトロールを行い、2 月の農地パトロール部会で文書指導対象地を選定します。

3 月の総会では文書指導対象地を協議し、決定した生産緑地所有者へ文書を発出します。

つぎに、46 ページをお願いします。

「令和 6 年度農地パトロール対象農地について」です。

農地パトロールの対象区域につきまして、「練馬区都市計画図 2」を拡大した地図を各委員にお渡ししておりますので、この範囲内にある生産緑地の調査をお願いします。調査の結果を報告書にご記入いただき、10 月 11 日の農業委員会総会の際にご提出ください。なお、各委員および各委員の直系ご親族が所有されている生産緑地につきましては、利害関係を有しない橋本委員と事務局で調査をいたします。

47 ページをお願いします。農地パトロール調査報告書の記入例です。報告書作成時の参考としてご活用ください。

48 ページをお願いします。農地(生産緑地)の適正管理の認定基準についてです。ご一読いただき、調査の際にお役立てください。

最後にお手元の資料をご確認ください。担当地区につきましては、

各委員ごとに異なりますので、資料の地図と照らし合わせて調査をお願いします。事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問ですが、生産緑地の買取申出が出て、行為制限解除の日付になるまでの間はまだ生産緑地ですが、パトロールの間に解除日が来たものに関しては報告は出すのでしょうか。また、買取申出により練馬区が取得した場所も現行では生産緑地のままの表示になっているから、それに関しても出すのでしょうか。

事務局 いずれもご報告いただき、前者につきましては、該当する生産緑地がある場合は随時その旨周知させていただきます。後者につきましては、肥培管理が適正でない場合は所管部署に連絡させていただきます。

尾崎賀一会長 区が買い取った生産緑地で、除草シートがずっと敷いてある場所については、その現状で書けばいいのでしょうか。

事務局 現状で問題があれば書いていただき、問題がなければ何も記載する必要はございません。

尾崎賀一会長 生産緑地は本来なら耕作をしなければならないと思うのですが。

事務局 区が計画上、暫定的に使用しているため、生産緑地の管理の仕方とは別に考えていただいて結構です。

尾崎賀一会長 報告書に×等をつけて報告しなくても大丈夫でしょうか。

事務局 大丈夫です。

尾崎賀一 会長	他に何かございますか。
酒井利博 委員	これはいつ現在の生産緑地の基準ですか。
事務局	今年の4月1日現在になります。
酒井利博 委員	昨年調査した際、行ってみるともう家が建っていたり、開発が入っていたりしたので、基準日を確認したかった。自分の担当範囲で2、3件あり、当然農地転用の届出が出ていると思いますので、調査するのはおかしいなと感じました。
事務局	農地転用は事前の届出という手続き上、届出後、現況が変わるまでに一定期間を要することもあり、なかなか最新の情報が追いつかないという事情があります。少なくとも、買取申出が出ている生産緑地は対象から外していますので、ご理解いただければと思います。もしご不明な点がございましたら、事務局までご連絡いただければ、対応させていただきます。
田中聖晃 委員	昨年農地パトロールをして家が建っていたところ等は、訂正されて今回の対象地区に反映されているのでしょうか。
事務局	原則は削除していますが、もし反映されていない場合は、対象から外してください。 今回、4月1日時点のものということでお示しはしているのですが、もう4月から4か月以上経っていますので、場合によっては現況が変わっているところも十分に考えられると思っております。もし状況が変わったことが確認できれば、個別にご案内させていただきます。毎年度のことになりますので、行ってみたら家だったといった

ことが極力ないようにするために、一度事務局の方で検討させていただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

尾崎賀一会長 他に質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

つぎに50ページです。報告事項です。事務局から説明をお願ひします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は3件です。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願ひします。

つぎに56ページです。報告事項です。事務局から説明をお願ひします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による指定後30年経過した生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため下記のとおり報告する。

【あっせん生産緑地、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに58ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和6年7月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第13回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人